


令和5年6月14日（水）15時00分 配付

| | |
|------------------------|--|
| <p>項 目</p> | <p>咽頭結膜熱警報の発令について</p> |
| <p>配付資料</p> | <p>咽頭結膜熱の流行について（警報）</p> |
| <p>内容及び報道に当たってのお願い</p> | <p>令和5年第23週（令和5年6月5日～6月11日）において、紋別保健所の定点あたりの咽頭結膜熱患者報告数は、警報基準である3人以上となりましたので、警報を発令します。</p> <p>なお、管内市町村、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するために周知します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">＜咽頭結膜熱予防のポイント＞</p> <p>○ 患者との密接な接触を避けること、流行時には、石けんで手洗いの上、消毒用エタノールや速乾性手指消毒薬をすり込むようにして消毒します。</p> <p>器具には、煮沸や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。</p> <p>プールでは、水泳前後にシャワーでよく体を洗い流すことが大切です。</p> </div> |
| <p>担 当</p> | <p>北海道紋別保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室） 次長 中村 淳一 電 話 （0158）－23－3108 FAX （0158）－23－1009</p> <p>※この発表についてのお問合せは、 17：30までに上記へお願いします。</p> <div style="text-align: right;">  </div> |

咽頭結膜熱の流行について（警報）

令和5年6月14日（水）15時00分

北海道紋別保健所

電話：0158-23-3108

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第23週（令和5年6月5日～6月11日）において、紋別保健所管内の定点医療機関あたりの咽頭結膜熱患者報告数（速報値）は、警報基準である3人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、紋別保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 咽頭結膜熱の予防

患者との密接な接触を避けること、流行時には、石けんで手洗いの上、消毒用エタノールや速乾性手指消毒薬をすり込むようにして消毒します。

器具には、煮沸や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。

プールでは、水泳前後にシャワーでよく体を洗い流すことが大切です。

2 咽頭結膜熱とは

咽頭結膜熱はアデノウイルスによる感染症で、プールを介して感染する場合は、ウイルスが含まれた水が結膜に直接侵入して感染し、集団での発生が見られることからプール熱とも言われます。患者の使用したタオルの共用や手指を介した接触感染、飛沫感染でも発症します。

咽頭結膜熱は、発熱で発症し、頭痛、食欲不振、全身倦怠感とともに、咽頭痛、結膜の充血、目の痛みや涙が流れる、光がまぶしく感じる、眼脂（目やに）等の症状が3～5日続きます。これらの眼の症状は一般的に、片眼から始まり、その後もう一方の眼にも出現します。

年齢別には5歳以下に多くみられます。

季節によらず、年間を通じて発生しますが、6月頃から徐々に増えはじめ7～8月にピークになります。

学校保健安全法施行規則では、主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止と定められています。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの咽頭結膜熱患者報告状況

（表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人）

| | 第19週 (5/8～5/14) | 第20週 (5/15～5/21) | 第21週 (5/22～5/28) | 第22週 (5/29～6/4) | 第23週 (6/5～6/11) |
|-------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 紋別保健所 | 1.00 | 1.33 | 2.00 | 2.33 | 4.33 |
| 全道 | 0.56 | 0.60 | 0.78 | 0.99 | 集計中 |
| 全国 | 0.46 | 0.45 | 0.64 | 0.61 | 集計中 |

※第23週の患者報告数は速報値。

全道の咽頭結膜熱流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 咽頭結膜熱警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した咽頭結膜熱患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<咽頭結膜熱の警報レベル>

| | 開始基準値 | 終息基準値 |
|-------------|-------|-------|
| 定点あたり患者数（人） | 3 | 1 |